

(公 印 省 略)

令和 6 年 1 2 月 2 日

報道機関 各位

総務部長 新井 赴志

(総務部職員課)

報道機関に対する情報提供について (通知)

このことについて、次のとおり情報を提供いたします。

1 件 名

「i マッチング制度」の実施について

2 内 容

意欲と適性がある人材を求めている所属と、能力を発揮したい職員をマッチングして、人財の有効活用と組織の活性化、職員の前向きな貢献意欲の向上を図ることを目的とする「i マッチング制度」を実施します。

(1) 人事異動への活用

求める知識、スキル等を持った職員を各所属が公募する「庁内公募型」と、職員自らが強みなどをPRして特定の所属に異動を希望する「庁内フリーエージェント型」を設定し、所属と職員の希望がマッチングした場合には人事異動に活用していきます。

(2) 短期庁内派遣

業務の繁忙期や特定のプロジェクト、担当職員の育児休業取得で職員補充が必要なときなどで、担当所属以外でそれらに活かすことができる知識やスキルを持った職員がいる場合（「おたがいさま」職員公募制度）や、担当業務以外を経験することで将来のキャリアビジョンを形成していきたい職員がいる場合（庁内複業・庁内インターン制度）に、該当課へ短期的に派遣するものです。

問合せ先 職員課長 岡田

電 話 0270-24-5111（内線 5317）

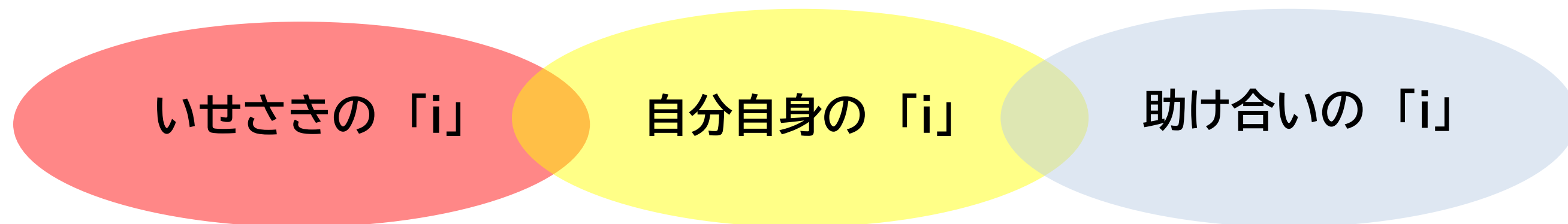
ダイヤルイン 0270-27-2705（職員課直通）

iマッチング制度について



「i マッチング制度」とは

従来の人事担当課主導の人財マネジメント（人事異動等）に加えて、職員自らが住民福祉の増進のため、「自主的」に自分がやりたい仕事、自分の強みを発揮できる仕事に取り組み、エンゲージメントの向上を図る制度



意欲と適性がある人材を求めている所属と、能力を発揮したい職員をマッチングして、組織の生産性や価値を高め、エンゲージメントの向上を図ることと、特定のスキルが必要なプロジェクトや業務や新たな価値を作りたい所属と、意欲とスキルを持った職員をマッチングして、人財の有効な活用と職員のモチベーションの向上を図ることを目的としています。

01

人事異動への活用



02

自己実現・自己成長



03

働き方・危機管理



04

ミスマッチの解消



iマッチング制度

iマッチング型 人事異動（ジョブ×チェンジ）

①庁内公募型人事異動制度

募集する側の所属がどのような職員を求めているかを全庁的に公開し、応募する側の職員が募集内容を確認のうえ、自分の経験、スキル、適性を考慮しながら自ら応募し、各所属に自分の強みなどをPRでき、キャリア自律を推進していくための制度です。

①職位が主査級以下

②令和7年3月31日現在で、現所属での経験年数が満3年以上となる者（育児休業や休職期間を除く）

②庁内フリーエージェント型人事異動制度

職員自らが「自分の強み」や「自分の経験」をPRするとともにフリーエージェント宣言（登録）をし、各所属に自分の強みなどをPRでき、キャリア自律を推進していくための制度です。

①職位が主査級

②令和7年3月31日現在で、現所属での経験年数が満4年以上となる者（育児休業や休職期間を除く）

③令和4年度から令和5年度までの2年間の人事評価における能力評価で、全体評語「4」以上の評価が1回以上あること

マッチング結果は『人事異動』として反映

iマッチング型 庁内派遣（ジョブ×チャレンジ）

③「おたがいさま」職員公募制度

募集する側の所属がどのような職員を求めているかを全庁的に公開し、応募する側の職員が募集内容を確認のうえ、自分の経験、スキル、適性を考慮しながら自ら応募することで、人財を有効活用していく制度。

①職位が主査級以下

④「庁内複業・庁内インターン」制度

職員自らが自己のキャリアビジョンを形成し、「自分のやってみたい仕事」、「自分の経験」等について申し込みをすることで、現所属の業務以外の業務を経験する場を設け、職員のキャリア形成、能力開発を支援する制度。

①職位が主査級以下

マッチング結果は『庁内派遣』として反映

事業名

事業概要

対象者